

## 第 8 次三重県医療計画における災害医療対策の進捗について (令和 7 年度の取組実績及び令和 8 年度以降の取組方針)

### 取組方向 1：医療機関等における災害医療体制の強化

○令和元年度から令和 5 年度にかけて実施した「病院 B C P 整備に係る地域別研修会（全 5 回）」については、各医療機関が B C P を策定し、訓練や研修等を通じて定期的に見直しができるよう、令和 6 年度に引き続き「病院 B C P 整備に係る地域別研修会（ブラッシュアップ研修）」として実施しています。

・令和 7 年度は三泗、津、松阪、伊勢志摩地域で実施。桑員、鈴亀、伊賀、東紀州地域は令和 6 年度に実施。

令和 8 年度は「B C P の考え方に基づく病院災害対応マニュアル整備指針」の見直しを予定していることから、整備指針の見直しをふまえた医療機関への支援を実施します。

○令和 7 年 4 月から本格運用を開始した新 E M I S（以下「E M I S」という）では、原則として全ての病院・有床診療所にアカウントが付与（登録）されていることから、アカウントの有効化を促すとともに、毎月定期訓練を実施することで災害時に自院の被害状況を報告するための体制整備に取り組みました。

令和 8 年度は令和 7 年度の機能改修をふまえ、引き続き E M I S を用いた災害時における情報収集体制の整備に取り組みます。

○病院 B C P 整備に係る地域別研修会において、アマチュア無線等の災害時に備えた通信手段の確保について周知しました。

令和 8 年度は引き続き通信手段の確保の必要性について周知を行うとともに、医療機関における通信手段の確保に対する支援に取り組みます。

○病院 B C P 整備に係る地域別研修会において、各病院にライフライン等の被害想定をふまえた備蓄の検討を呼びかけ、災害時における十分な備蓄を進めるよう周知しました。

令和 8 年度は「B C P の考え方に基づく病院災害対応マニュアル整備指針」に記載する等、病院における B C P 策定の取組みに反映できるよう一層の周知を図ります。

### 取組方向 2：人材育成および保健医療福祉調整本部の体制整備

○活動時間に十分配慮した派遣のローテーションが組めるよう、各地域で適切な人数の災害医療コーディネーターを委嘱しました。

また、実践的な技能維持・向上を目的として、県・市町職員・災害時小児周産期リエゾン参加者に含めた研修を実施しました。

○災害薬事コーディネーターの委嘱者を見直し、新たに災害薬事コーディネーターの委嘱を行うための研修を実施しました。

令和8年度は引き続き災害時の派遣体制を整備するとともに、研修等を通じた技能維持・向上に努めます。

○「DMATロジスティクスチーム隊員」と「DMATインストラクター」の資格が「DMATコーディネーター」に統合されたことをふまえ、三重県災害拠点病院長会議においてDMATコーディネーター養成への協力を依頼しました。

令和8年度はDMATコーディネーターの認定要件である研修への講師参加に係る支援を実施し、DMATコーディネーターの拡充に取り組みます。

○令和6年能登半島地震における石川県での医療搬送体制、南海トラフ地震における三重県の被害想定をふまえて、三重県独自の医療搬送体制を検討しました。

検討にあたってはDMAT・SCU連絡協議会や三重県災害拠点病院長会議で協議を行ったほか、関係団体とも意見交換を実施しています。

令和8年度は引き続き医療搬送体制の検討を行うとともに、訓練等を通じた実効性の検証に取り組みます。

○DPATの体制強化のため、国のDPAT事務担当者研修・日本DPAT隊員技能維持研修等に参加し、日本DPAT研修には過去最多となる3病院が参加しました。

また、DPAT運営委員会を開催し、災害精神医療体制の強化を図りました。

令和8年度はDMAT等との合同訓練や研修を実施するとともに、引き続き日本DPAT活動資機材の整備等に取り組みます。

○令和6年能登半島地震支援活動の気づきをふまえ、災害時の保健医療活動に係る受援体制の充実を図るため、マニュアル等の改定や人材育成研修に取り組みました。

令和8年度は保健医療活動を支える人材を育成するため、改定したマニュアルを基に保健師を対象とした研修を実施します。

○研修の受講により三重県DHEATを養成するとともに、派遣に係る業務マニュアルを作成し、被災地への円滑な派遣体制を構築しました。

また、WGや県が主催する総合図上訓練等を通じて県保健医療福祉調整本部の体制や災害対応マニュアルの実効性の検証・強化を図りました。

国の動向をふまえ、災害時保健医療福祉システム（D24H）の研修を県・市町職員を対象として実施し、活用できる人材の育成に取り組みました。

### **取組方向3：関係機関等との連携強化**

○医療機関や救助機関で構成されるDMAT・SCU連絡協議会を3回実施し、「災害時における医療搬送体制」をはじめとする課題の検討や情報共有を行いました。作業部会では、訓練の企画や令和6年能登半島地震をふまえた県DMAT調整本部の運用について

て検討を行いました。

また、令和元年度に県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・県看護協会が締結した「四師会による災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく訓練として、災害時の体制等について意見交換を実施しました。

令和8年度は引き続き関係機関との会議等において災害医療に関する課題検討や情報共有を行い、「平時からの顔が見える体制」の構築に努めます。

○各圏域で医療機関、医療関係団体、消防本部、市町が連携した地域災害医療対策協議会等を実施し、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークの構築に取り組みました。

○県が主催する総合図上訓練や関係機関が主催する訓練において、災害時における連携を確認しました。また、県が主催する総合防災訓練においても関係機関との連携を確認する予定です。

令和8年度は内閣府が主催する大規模地震時医療活動訓練の開催地に本県も含まれており、引き続き関係機関との連携の確認に取り組みます。

○災害時の歯科保健医療体制を確保するため、歯科診療車両整備の支援に取り組んでいます。

○災害時に避難所や医療機関等において、診療支援、健康管理的検査、検体採取等を行うことで、医師の負担軽減と災害時の医療救護活動体制の充実・強化を図るため、一般社団法人三重県臨床検査技師会と「災害時における臨床検査技師の派遣に関する協定」を締結しました。

また、災害時におけるリハ職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の派遣等、災害時のリハビリテーション支援活動への協力のため、三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会（三重J R A T）と「災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定」を締結しました。